

シューズ系ホイール付き走行ギアのSG基準
SG Standard for Shoes Type Riding Gear with Wheels

1 基準の目的

この基準は、シューズ系ホイール付き走行ギアの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、あらかじめシューズが装着されているか、またはシューズを固定して使用することを前提とした1人乗り専用で人力によってのみ推進しホイールの回転により移動する用具又はそれに類する製品群（以下「走行ギア」という。）であって、かつ、次のいずれにも該当しないものについて適用する。

- ・ 非舗装路での使用を目的として設計した製品
- ・ チェーンやベルトなどの駆動系を有する製品

3 形式分類

走行ギアの形式分類は次のとおりとする。

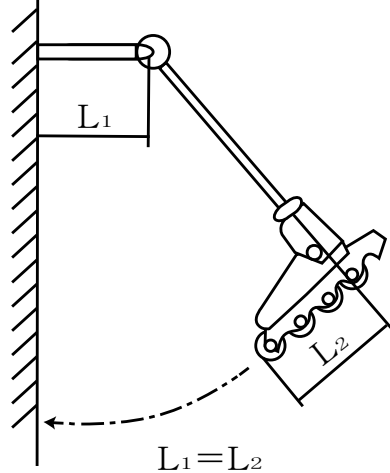
- ・ 幼児用：生後18月以上、かつ、体重20kg未満の者が使用することを意図した製品
- ・ 子供用：体重20kg以上50kg未満の者が使用することを意図した製品
- ・ 一般用：体重20kg以上100kg未満の者が使用することを意図した製品

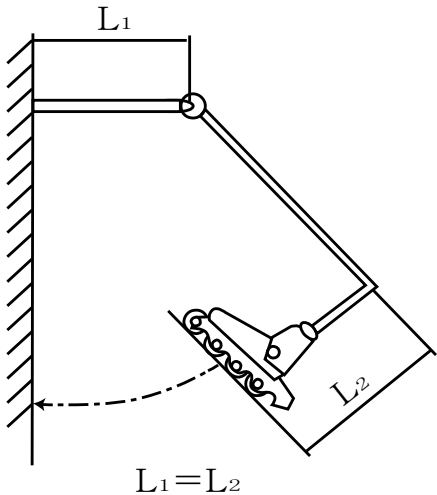
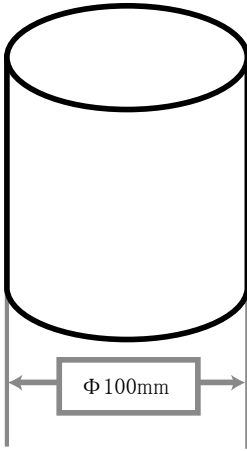
4 安全性品質

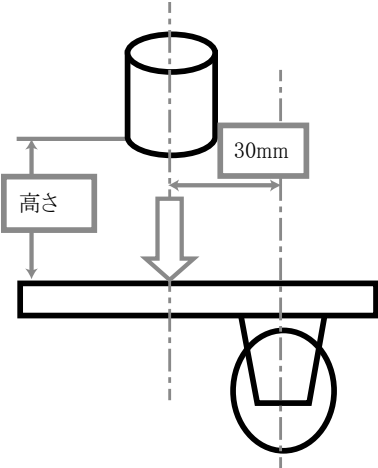
走行ギアの安全性品質は、次のとおりとする。

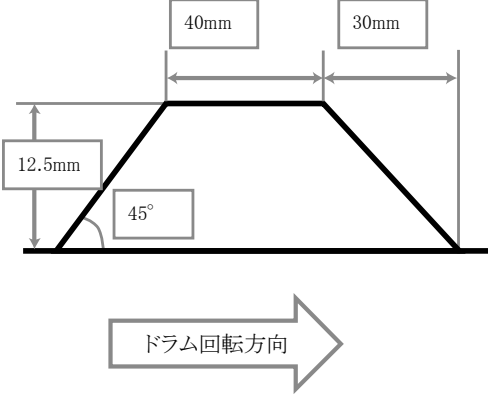
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	<p>1. 走行ギアの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるような先鋭部、ばり、割れ、傷、変形等がないこと。</p> <p>(2) 外表面に突き出たボルトの頭などの先鋭部は、使用者が触れない箇所にあること。</p>	<p>1. 次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1) 目視、触感等により確認すること。なお、本項は 3. 強度及び 4. 耐久性の各基準確認方法の後、確認すること。</p> <p>(2) 外表面に 10mm 以上突き出た断面積 100mm² 以下のボルトの頭などの先鋭部は、図 1 に示すように直径 50mm・長さ 75mm の試験円筒が触れない箇所にあること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(3) 専用靴を有するものにおいて、専用靴内面に突き出した先鋭部や著しく圧迫する部位がないこと。</p> <p>(4) 幼児用のものであって、2つ以上の部位が連結される可動部（締め具は除く。）において、当該2つ以上の部位の間にすき間は 5mm 以上 12mm 以下ではないこと。</p> <p>(5) 各部の接合、組立等は良好でありがたつきなどがないこと。</p> <p>(6) ホイール及び可動部を固定する締結具は緩み防止措置が講じられたものであること。</p> <p>(7) ブレーキを備えていること。</p>	<div data-bbox="938 297 1332 728" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1：試験円筒による先鋭部の確認方法</p> <p>(3) 目視、触感等により確認すること。なお、本項は 3. 強度及び 4. 耐久性の各基準確認方法の後、確認すること。</p> <p>(4) スケール等により確認すること。なお、本項は 3. 強度及び 4. 耐久性の各基準確認方法の後、確認すること。</p> <p>(5) 目視、触感、操作等により確認すること。なお、本項は 3. 強度及び 4. 耐久性の各基準確認方法の後、確認すること。</p> <p>(6) 必要に応じて締結具を取り外すなどした上で、目視によりナイロンナット、爪付きナットなどが使用されていることを確認すること。</p> <p>(7) 目視により確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法																
	<p>それを取り外した状態) に表 2 に示す衝撃エネルギーを加えたとき、使用上支障のある破損がないこと。</p> <p>なお、ブレーキが前方にある場合には、併せてブレーキに表 3 に示す衝撃エネルギーを加えたとき、ブレーキの外れがないこと。</p> <p>表 2：前面衝撃エネルギー</p> <table border="1" data-bbox="395 784 821 974"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>衝撃エネルギー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td>38J</td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td>90J</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>135J</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3：前方ブレーキ衝撃エネルギー</p> <table border="1" data-bbox="395 1108 821 1299"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>衝撃エネルギー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td>25J</td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td>60J</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>90J</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ホイール底面に表 4 に示す衝撃エネルギーを加えたとき、使用上支障のある破損がないこと。</p> <p>なお、ブレーキが後方にある場合には、ブレーキに表 5 に示す衝撃エネルギーを加えたとき、ブレーキの外れがないこと。</p>	形式分類	衝撃エネルギー	幼児用	38J	子供用	90J	一般用	135J	形式分類	衝撃エネルギー	幼児用	25J	子供用	60J	一般用	90J	<p>とにより試験用壁に衝突させ衝撃エネルギーを加えて確認すること。</p>  <p>図 2：前方衝撃エネルギーの加え方</p> <p>(3) 走行ギアを図 3 に示すように走行ギアを支柱を軸にしながら振り子状に振り落とすことにより試験用壁に衝突させ衝撃エネルギーを加えて確認すること。</p>
形式分類	衝撃エネルギー																	
幼児用	38J																	
子供用	90J																	
一般用	135J																	
形式分類	衝撃エネルギー																	
幼児用	25J																	
子供用	60J																	
一般用	90J																	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法																									
	<p>表 4：底部衝撃エネルギー</p> <table border="1" data-bbox="395 324 821 515"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>衝撃エネルギー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td>38J</td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td>90J</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>135J</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 5：後方ブレーキ衝撃エネルギー</p> <table border="1" data-bbox="395 649 821 840"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>衝撃エネルギー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td>14J</td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td>30J</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>50J</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 幼児用以外のものであって、専用靴を有さないものにあっては、靴を固定する面に表 6 に示す重すいを同表に示す高さから落下させたとき、使用上支障のある破損がないこと。</p> <p>表 6：重すいの質量及び落下高さ</p> <table border="1" data-bbox="395 1478 821 1668"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>重すいの質量</th> <th>落下高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子供用</td> <td>10kg</td> <td>150mm</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>15kg</td> <td>250mm</td> </tr> </tbody> </table>	形式分類	衝撃エネルギー	幼児用	38J	子供用	90J	一般用	135J	形式分類	衝撃エネルギー	幼児用	14J	子供用	30J	一般用	50J	形式分類	重すいの質量	落下高さ	子供用	10kg	150mm	一般用	15kg	250mm	 <p>図 3：底部衝撃エネルギーの加え方</p> <p>(4) 図 4 及び表 6 に示す重すいを表 6 に示す高さから靴を固定する面の図 5 に示す位置に落下させ確認すること。</p>  <p>図 4：重すいの形状</p>
形式分類	衝撃エネルギー																										
幼児用	38J																										
子供用	90J																										
一般用	135J																										
形式分類	衝撃エネルギー																										
幼児用	14J																										
子供用	30J																										
一般用	50J																										
形式分類	重すいの質量	落下高さ																									
子供用	10kg	150mm																									
一般用	15kg	250mm																									

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法								
4. 耐久性	<p>4. 走行ギアの耐久性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 走行ギアを表7に示す重すいを固定し、3時間走行させたとき使用上支障のある破損がないこと。</p> <p style="text-align: center;">表7：重すいの質量</p> <table border="1" data-bbox="395 1514 820 1704"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>重すいの質量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td>20kg</td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td>40kg</td> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>60kg</td> </tr> </tbody> </table>	形式分類	重すいの質量	幼児用	20kg	子供用	40kg	一般用	60kg	<div style="text-align: center;">  <p>図5：落下位置</p> </div> <p>4. 次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1) 走行ギアに表7に示す質量の重すいを載せた状態で試験用ドラム（試験用ドラムには図6に示す障害物を装着）にホイールが接するように載せる。次に、試験用ドラムを走行ギアの進行速度が毎秒約0.5mに相当する速さで回転させ、かつ、走行ギアが1.5秒毎に障害物を通過するよう走行させることにより確認すること。</p>
形式分類	重すいの質量									
幼児用	20kg									
子供用	40kg									
一般用	60kg									

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法						
	<p>(2) フレーム又はホイールを固定する部品等の動きにより推進力を得る機構（以下「推進機構」という。）を有するものにあつては、当該推進機構を表8に示す動作させたとき使用上支障のある破損がないこと。</p> <p style="text-align: center;">表8：動作回数</p> <table border="1" data-bbox="395 1332 820 1883"> <thead> <tr> <th>形式分類</th> <th>動作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児用</td> <td>動作が完全に行われる力又は200Nのいずれか少ない力をもって推進機構を5,000回動作させる</td> </tr> <tr> <td>子供用</td> <td>動作が完全に行われる力又は500Nのいずれか少ない力をもつ</td> </tr> </tbody> </table>	形式分類	動作方法	幼児用	動作が完全に行われる力又は200Nのいずれか少ない力をもって推進機構を5,000回動作させる	子供用	動作が完全に行われる力又は500Nのいずれか少ない力をもつ	<div style="text-align: center;">  <p>図6：障害物の形状</p> </div> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。</p>
形式分類	動作方法							
幼児用	動作が完全に行われる力又は200Nのいずれか少ない力をもって推進機構を5,000回動作させる							
子供用	動作が完全に行われる力又は500Nのいずれか少ない力をもつ							

項 目	基 準		基 準 確 認 方 法
5. 材料		て推進機構を 5,000 回動作さ せる	
	一般用	動作が完全に行 われる力又は 1,000N のいづれ か少ない力をも って推進機構を 5,000 回動作さ せる	
	(3) 推進機構以外の可動部であつて、走行に際し使用者体重による力の掛かる箇所を有するものにあつては、当該箇所を繰り返し 5,000 回動作させたとき使用上支障のある破損がないこと。		(3) 目視及び触感により確認すること。
	5. 走行ギアの内容は、次のとおりとする。 (1) 専用靴を有するものであつて、専用靴の内面に繊維を使用しているものにあつては、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和 49 年厚生省令第 34 号第 1 条別表第 1 ホルムアルデヒドの項(繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつした(出生後 2 4 月以内の乳幼児用のものを除く。)、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤)の規定に適合していること。		5. 次に示す方法により確認すること。 (1) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和 49 年厚生省令第 34 号第 1 条別表第 1 ホルムアルデヒドの項(繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつした(出生後 2 4 月以内の乳幼児用のものを除く。)、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤)に規定されている試験方法により確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(2) 幼児用のものにあつては、人体に有害な影響を与えない材料を使用していること。	(2) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品については、食品衛生法に基づく厚生省告示第 370 号第 4 おもちゃの規定に適合すること。

5 表示及び取扱説明書

走行ギアの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)及び(4)については包装外表面の見やすい箇所にも併せて表示すること。(ただし、製品本体の表示が包装外表面から見るができる場合は除く。)</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 使用対象者の体重及び幼児用にあつては使用対象者の年齢の下限</p> <p>(4) 対応する靴のサイズ又は足のサイズ</p> <p>(5) 使用上の注意事項</p> <p>(a) ヘルメット、ニーパッド、エルボーパッド及びグローブを使用する旨</p> <p>(b) 使用が禁止されている場所では使用しない旨</p>	1. 目視及び触感により確認すること。
2. 取扱説明書	2. 製品には、次の各号に示す事項を明示した取扱説明書を添付すること。このとき、(1)～(3)の事項	2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(4)の事項については安全警告標識 (▲) を併記するなどして、より認知しやすいものとする。なお、(4)(a)から(c)については、枠囲い、太文字、大きな文字など他の使用上の注意事項と比較して特に目立つようにすること。</p> <p>(1) 使用対象者の体重及び幼児用にあつては使用対象者の年齢の下限</p> <p>(2) 対応する靴のサイズ又は足のサイズ</p> <p>(3) 取扱説明書は必ず読み、読んだ後は保管する旨</p> <p>(4) 使用上の注意事項</p> <p>(a) ヘルメット、ニーパッド、エルボーパッド及びグローブを使用する旨</p> <p>(b) 自動車や歩行者などに十分注意して使用する旨、使用が禁止されている場所では使用しない旨</p> <p>(c) 使用する前に安全な場所で十分練習を行い、保護者の目の届く場所で使用する旨 (幼児用に限る)</p> <p>(d) 使用する前には、各部に破損や変形がないことを確認し、破損や変形があるときは使用しない旨</p> <p>(e) 着用して違和感があるときは使用を中止する旨</p> <p>(f) 脱着は保護者の方が行</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>い、必ず正しく装着されていることを確認する旨（幼児用に限る）</p> <p>(g) ホイールは消耗すると横滑りしやすくなるので、すり減ったときは交換する旨</p> <p>(h) 濡れた路面は意図せず横滑りをするなど走行することが困難なので使用しない旨</p> <p>(i) スピードは走行操作によって低下させ、ブレーキは十分スピードが落ちてから使用する旨</p> <p>(j) 走行直後は、ブレーキや車輪などが高温になっているときがあるので、冷めるまで直接触れない旨</p> <p>(k) わずかな障害物や路面の凹凸でも転倒することがあるので、十分注意して使用する旨</p> <p>(l) わずかな隙間でも転倒することがあるので十分注意して使用する旨</p> <p>(5) 使用、保守、点検及び保管方法</p> <p>(a) 消耗部品の交換など特に保守が必要な箇所と保守の方法</p> <p>(b) 特に点検が必要な箇所と点検の方法並びに不具合があったときの対応</p> <p>(c) 特に保管上必要な事項</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(6) SGマーク制度は、この製品の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨</p> <p>(7) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号</p>	